

「クリーニング店の設置及び経営」募集要項

陸上自衛隊青野原駐屯地業務隊

募集要項

1 概要

クリーニング店に関し、その営業を検討する業者に対し、応募要領を示すものです。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

兵庫県小野市桜台1番地 陸上自衛隊青野原駐屯地

4 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 募集業種
クリーニング取次
- (3) 募集店舗区画
厚生センター内
- (4) その他
別添仕様書のとおり

5 応募手続き

- (1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記に示すアの提出書類をイの提出先にウの期限までに提出すること。なお、提出された書類は、返却しません。

ア 提出書類

(ア) 申請書 1 部 (別紙様式第 1)

(イ) 企画提案書 1 部 (別紙様式 2)

※ 以下の事項については、必ず記載すること。

a 価格表 (別紙様式第 3)

b 営業日及び営業時間

c 従業員管理 (身元管理、健康管理等) 及び人員配置

d 省エネルギー・環境対策、ゴミ、廃棄物の処分方法

e 衛生管理方法

f クレーム・トラブルが発生した場合の対処方法

g 精算方法 (レジ (現金)、電子マネー、プリペイドカード等)

h 営業方針

i 会社概要

j その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書付属書類 1 部

a その他企画提案書の具体的資料等 (日本産業規格 A 4)

b 設置する備品の機種等 (別紙様式第 4)

(エ) その他関係書類各 1 部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。

a 業務確約書 (別紙様式第 5)

b 戸籍抄本 (法人である業者にあつては、登記簿謄本)

c 営業経歴書、財務諸表 (直近のもの)

d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

e 会社概要 (任意様式、パンフレット)

f 印鑑証明書

g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し

h 誓約書 (別紙様式第 6)

i 役員名簿 (別紙様式第 7)

j 資格決定通知書 (全省庁統一資格) の写し

※ 防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c 及び d に定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒675-1351

兵庫県小野市桜台 1 番地

陸上自衛隊青野原駐屯地業務隊厚生科「クリーニング公募担当者」

電話 0794(66)7301 内線466

ウ 提出期限

令和5年11月7日(火)午後5時必着

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出期限が過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提出書類変更の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査のうえ決定する。

7 選考結果等

(1) 決定日

令和5年11月14日（火）予定

(2) 結果通知要領

決定した業者に対して文書等により通知する。

8 業者決定後の提出書類

(1) 提出書類

- ア 国有財産使用許可申請書 1部
- イ 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し 1部
- ウ 誓約者 1部
- エ 役員名簿 1部

(2) 提出先

申請書等の提出先と同じ。

(3) 提出期限

令和5年12月4日（月）

9 お問い合わせ先

〒675-1351

兵庫県小野市桜台1番地

陸上自衛隊青野原駐屯地業務隊厚生科厚生班長 吉山 浩徳

電話 0794(66)7301 内線466

FAX 0794(66)7301 内線333（交換手対応）

10 その他

- (1) 国有財産使用料は、前納となっているので、使用の有無に関わらず徴収される。
- (2) 疑義が生じた場合は、相互の調整による。

申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊青野原駐屯地業務隊長 殿

〒

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

クリーニング店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、記入してください。
申請印は登録印を使用してください。

企画提案書

会社名：

1 価格表（別紙様式第3）
2 営業日及び営業時間 (1) 平日 営業時間： (2) 土日祝日 営業： 有 ・ 無 営業時間：
3 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
4 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
5 衛生管理方法（200字以内）

6 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 (200字以内)
7 精算方法(レジ(現金)、電子マネー、プリペイドカード等) (200字以内)
8 営業方針(200字以内)
9 会社概要 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 社員数 (5) 店舗数 (6) 売上高
10 その他のアピールポイント(200字以内)

設置する備品の機種等

種 類	機種・型番	サイズ (横幅×奥行)	備 考

※仕様が記載されたカタログ等を添付すること (コピー可)

(記入例)

種 類	機種・型番	サイズ (横幅×奥行)	備 考
ショーケース			

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊青野原駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊青野原駐屯地地区におけるクリーニング店の設置及び経営の業務」の応募
に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

〒

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

私

当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利用を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等しているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊青野原駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

〒

住所又は所在地

氏名又は名称

印

仕 様 書 (クリーニング店)

1 業務件名

陸上自衛隊青野原駐屯地厚生センター内におけるクリーニング店の設置及び経営

2 業務内容

クリーニングの取次

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊青野原駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、店舗の使用場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、当該駐屯地等を所管する近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号該当する場合は、使用許可を取消又は変更することがある。
 - ア 国が使用財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき又は前号により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 都道府県知事の発行した営業許可書を保有していること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (5) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に店舗の使用面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

国有財産使用料（予定額：使用許可時に確定）は別紙のとおりとする。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。

※光熱水料は、別途徴収する。

7 使用場所

使用場所については、国有財産使用許可書において、乙が指定するものとする。

8 業務期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。

9 費用負担

本業務に伴う費用は丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において店舗を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、直接甲又は乙が責任を負うべき事故を除き、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関する事等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、全ての責任を負うものとする。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲又は乙に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲又は乙の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲又は乙に関する情報（書面等をもって甲又は乙が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取るものとする。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲又は乙に損害を与えた場合には、甲又は乙に対し全ての損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする3か月前までに甲又は乙に通知し、甲又は乙の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づく業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (3) 店舗に係る備品等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、許可物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担するものとする。
- (5) 取次品目の選定に当たり、常に利用者の需要の提供に努めるものとし、甲の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な品目を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、取次すること。
- (7) 丙は、取次品目の瑕疵等について、利用者又は甲からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、各日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲の指示する書類を甲に提出しなければならない。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議する。

国 有 財 産 使 用 料

厚生センター内 (19.81m²)

年 額 (円)	使用許可者
58,835円 (消費税抜)	近畿中部防衛局長

- ※ 1 厚生センター内では、建物等使用料により消費税が課せられます。
2 使用料については、令和5年 9月21日現在の金額であり実際に使用許可をする際には変更があります。